

USPTO が物価上昇に伴う手数料改定案を公表
～消費者物価上昇分(4.0%増)を 09 年度手数料に反映～

2008 年 6 月 3 日
JETRO NY 澤井、横田

USPTO は本日付フェデラルレジスター(官報)で都市部消費者物価指数(CPI-U)の変動に伴う特許関連手数料の改定案を公表し、パブリックコメントに供した¹。米国では特許法第 41(f)の規定により、USPTO 長官が、CPI の変動率に応じて出願及び登録料等の法定料金を調整(adjust)することを可能としている²。また同 (d)項の規定により、同長官は、一部を除き、上記法定料金以外の手続料金を決定できる権限を有している。

USPTO の発表によれば、07 年 10 月から 08 年 9 月末までの 12 ヶ月間における政府の CPI-U 予測数値が 4.0%増(前年同時期 2.8%増)となることを受けて、かかる物価上昇を 09 年度(08 年 10～09 年 9 月)の手数料へ反映し調整を行うことを予定している³と説明している⁴。

今般の料金改定案の一例を挙げると、特許(Utility Patent)における、出願基本料を現行の 310ドルから 320ドルに、独立請求項超過料金を一項あたり 210ドルから 220ドルに、サーチ料を 510ドルから 530ドルに、審査料を 210ドルから 220ドルに、登録料を 1,440ドルから 1,500ドル、3 回目の支払期日の特許維持年金⁵を 3,910ドルから 4,070ドル等にそれぞれ値上げする内容。この他に、改定の対象となる手数料には、期間延長手数料、請求項超過料金、多数従属請求項料金、頁超過料金、継続審査請求料、PCT 国内段階手数料、審判手数料等々、多数の手数料が含まれているところ、これら詳細については、フェデラルレジスターを参照ありたい。

パブリックコメントの提出期限は 7 月 3 日。コメントは、政府の規則改正に係るポータルサイト⁶、電子メール、FAX、郵便のいずれかにより提出する。なお、本パブリックコメントに関する公聴会は開催しないとしている。

(了)

¹ [Proposed Rule – Revision of Patent Fees for Fiscal Year 2009](#)

² 35USC § 41(f) The fees established in subsections (a) and (b) of this section may be adjusted by the Director on October 1, 1992, and every year thereafter, to reflect any fluctuations occurring during the previous 12 months in the Consumer Price Index, as determined by the Secretary of Labor. Changes of less than 1 per centum may be ignored.

³ 但し、最終的な改定手数料を公表する前に、実際の CPI-U の数値によっては手数料額を調整する可能性がある。

⁴ 料金調整を実現するためには、現行手数料を規定した時限法でもあるオムニバス歳出法 ([P.L.108-447](#)、04 年 12 月成立) が 09 年度にも継続適用されることが必要。

⁵ 登録から 11 年 6 ヶ月時点。

⁶ Federal eRulemaking Portal : <http://www.regulations.gov>